

## 20歳から、国民年金！ 手続・申請をお忘れなく

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人には、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときなど、私たち自身や私たちの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。20歳前に就職して厚生年金などに加入中の人は、加入手続きは不要です。

なお、学生や収入が少ないため保険料の納付が困難な人の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

### ●年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、全ての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

●国民年金を受給する場合は、次の3つの基礎年金から支払われます。

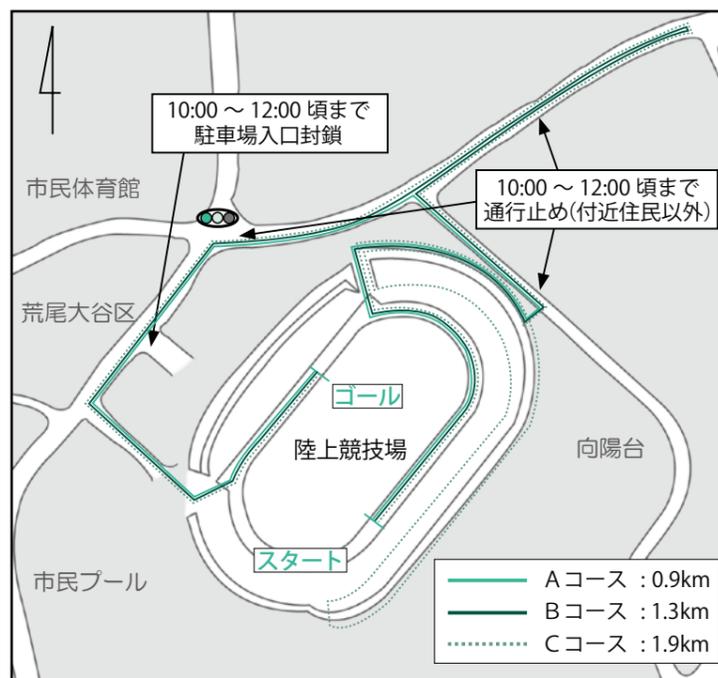
- ①老齢基礎年金 65歳から生涯受給できます
- ②生涯基礎年金 病気やけがで障がいになった人が受給できます。
- ③遺族基礎年金 夫がなくなった時に、子どものある妻または子どもが受給できます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満で 自営業の人 農林水産業の人 学生 など	会社員 公務員 など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】 15,020円 (平成23年度)	厚生年金保険料率16.412% (平成23年9月現在) 労使折半で保険料を負担	被保険者本人は保険料を負担しません。配偶者が加入している年金の保険者が負担します。

加入の手続きなど、詳しくはおたずねください。

☎健康生活課 ☎63-1327  
玉名年金事務所 ☎74-1638

## 荒尾市民マラソン大会開催のため、2月5日(日)は交通規制を行います



2月5日(日)に「第40回荒尾市民マラソン大会」を開催します。幼児や小学生、大人など約1,600人の選手が走ります。

開催にあたり、荒尾市陸上競技場のコース周辺について、左のとおり交通規制を行います。陸上競技場駐車場の出入り口は封鎖し、大会終了まで利用できません。サッカー場東側の中央駐車場をご利用ください。

選手への温かい声援と、交通規制へのご理解とご協力をお願いします。

- 期日 2月5日(日)
- スタート時間 午前10時
- 雨天の場合 2月12日(日)に順延
- 交通規制の時間帯 午前10時～正午頃まで

☎社会体育課 ☎62-5163

## 第5次荒尾市総合計画基本構想について、審議会から答申が行われました

本市の今後10年間のまちづくりの方向を示す「第5次荒尾市総合計画」(平成24年度～平成33年度)の策定にあたり、8月に市長の諮問機関として設置された総合計画審議会(計29人)が4回にわたり検討を重ね、この度、当審議会の荒井勝彦会長(熊本学園大学 経済学部教授)・那須良介副会長(荒尾商工会議所 会頭)から、「第5次荒尾市総合計画基本構想」(案)について答申がなされました。

「第5次荒尾市総合計画基本構想」(案)では、本市の将来像を「しあわせ優都あらお」と定めています。第4次荒尾市総合計画が目指した暮らしやすさの向上や協働のまちづくりの推進の方向

性は継承しつつ、産業の活性化や交流人口の増加による地域のにぎわいの創出により、みんなが憧れ、みんなに選ばれるまちづくりを目指すべきという内容になっています。

今後市ではこの答申を最大限尊重し、平成24年度から5年間の具体的な取り組みとなる「前期基本計画」を検討していきます。

なお、『第5次荒尾市総合計画基本構想』(案)の詳細な内容については、市のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

☎政策企画課 ☎63-1273

## ご利用ください 高額医療・高額介護合算療養費制度

現在、みなさんが医療保険や介護保険を利用し自己負担額が高額になった場合、医療保険では高額療養費制度、介護保険では高額介護(介護予防)サービス費制度によって、個人の限度額(月単位)を超えた金額がそれぞれ支給されています。しかし、その支給を受けても、長期間にわたって治療や介護サービスを受ける場合、家計の負担は重くなってしまいます。

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、世帯の限度額(年単位)を超えた金額が支給される制度です。

- 計算される期間 8月～翌年7月までの12カ月間
- 支給対象となる世帯 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯で、限度額を超えた金額が500円を超える世帯 ※計算期間内に亡くなった人の代理申請もできます
- 合算される医療保険 介護保険を利用した人と同じ医療保険(異なる医療保険の場合は合算されません)
- 計算されない経費
  - ①入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費
  - ②介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費
  - ③要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用したときの自己負担額
  - ④70歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤それぞれ21,000円未満(月単位)の自己負担額
- 申請窓口 介護保険を利用した人が7月31日に加入している医療保険窓口

### ●申請に関する問い合わせ先

加入している医療保険 ☎問い合わせ先	申請に関すること
国民健康保険 ☎市健康生活課国保年金係☎63-1327	対象世帯には、申請通知が送付されます。その中に申請に関することが記載されていますので、それによって申請してください。
後期高齢者医療制度 ☎市健康生活課高齢者医療係☎63-1420	
その他の医療保険 (各医療保険の窓口)	申請に関することは各医療保険窓口にお問い合わせください。医療保険窓口での申請には、介護保険自己負担証明書の添付が必要です。市健康生活課介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。
※介護保険自己負担額証明のお問い合わせ ☎市健康生活課介護保険係☎63-1418	

【介護保険自己負担証明書の申請に必要なもの】

- ①印鑑(認印可) ②預金通帳
- ③医療保険の被保険者証 ④介護保険の被保険者証

☎健康生活課 国保年金係☎63-1327 高齢者医療係☎63-1420 介護保険係☎63-1418